飯能信用金庫は埼玉西武ライオンズを応援しています。

募集期間
令和5年
6月19日(月)～
9月29日(金)

懸賞付

埼玉西武ライオンズ 定期預金

取扱対象者
ATM：通帳式定期預金をお持ちの個人（個人事業主含む）の方
IB　：インターネットバンキングをご利用の個人（個人事業主含む）の方

ATM適用金利 年0.03%
IB適用金利 年0.05%

ご応募いただいた方の中から抽選で100名の方に
埼玉西武ライオンズのスペシャルグッズが当たる！

特賞 サイン入りユニフォーム 10本 ATM:5本・IB:5本

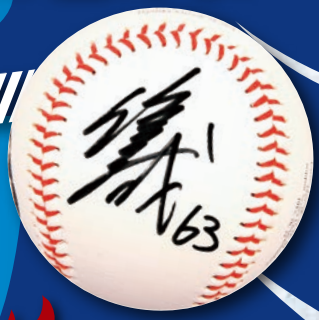

1等 サイン入りボール 20本 ATM:10本・IB:10本

2等 ミニタオル 30本 ATM:15本・IB:15本

3等 ギフトカード500円券 40本 ATM:20本・IB:20本

※サイン・サイズはお選びいただけません。　※写真はイメージです。　©SEIBU Lions/TEZUKA PRODUCTIONS

ひと、まち、きずな大切に。
はんしん Linking Bank
飯能信用金庫

懸賞付 埼玉西武ライオンズ 定期預金

商品名	懸賞付埼玉西武ライオンズ定期預金
取扱対象者	ATM：通帳式定期預金をお持ちの個人（個人事業主含む）の方 IB：インターネットバンキングをご利用の個人（個人事業主含む）の方
募集総額	50 億円
募集期間	令和 5 年 6 月 19 日（月）～令和 5 年 9 月 29 日（金）
預入期間	1 年（自動継続（元利金継続）のお取扱いに限ります。）
預入	(1) 預入方法…… 一括預入 ※新たな資金での預入に限ります。既存定期からの預け替えは対象外です。 (2) 預入金額…… 1 契約 10 万円以上 500 万円以内（契約数に上限なし） (3) 預入単位…… 1 円単位
利息	(1) 適用金利…… [ATM でご契約] 年 0.030%（税引前）（税引後 0.023%）　[IB でご契約] 年 0.050%（税引前）（税引後 0.039%） ※満期後は「スーパー定期 1 年」の店頭表示金利にて自動継続 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における当金庫所定利率により計算します。 (2) 利払方法…… 払戻時に一括してお支払いします。 (3) 計算方法…… 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。
税金	受取利息は、源泉分離課税 20. 315%（所得税・復興特別所得税 15. 315%、地方税 5%）が適用となります。 ※マル優はご利用いただけません。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
抽選について	(1) 抽選権…… 定期預金契約金額 10 万円を 1 口として 1 本の抽選権が自動付与されます。（ご契約金額が 500 万円の場合、抽選権を 50 口付与し、連番で表示されます。） (2) 抽選番号…… IB 定期は画面上に抽選番号が表示されません。ATM 定期は通帳に表示されます。 (3) 抽選予定日…… 令和 5 年 11 月 9 日（木） (4) 重複当選の取扱い…… ATM定期とIB定期は重複当選の権利があります。各定期預金の当選は、懸賞上位のものを優先します。 （例①：IB定期で特賞と他賞が重複した場合は、特賞のみお渡しします。） （例②：IB定期で1等が当選、ATM定期で特賞が当選した場合は、どちらもお渡しします。）
懸賞の内訳	合計 100 名・ATM ／ IB

特賞	サイン入りユニフォーム	10 本（ATM： 5 本・IB： 5 本）
1 等	サイン入りボール	20 本（ATM：10 本・IB：10 本）
2 等	ミニタオル	30 本（ATM：15 本・IB：15 本）
3 等	ギフトカード 500 円券	40 本（ATM：20 本・IB：20 本）

発送について	①当選者への連絡は、商品の発送をもって代えさせていただきます。 ②送付先については、令和 5 年 11 月予定の抽選日において、当金庫にお届けいただいているご住所宛に発送します。 ③何らかの事由により懸賞金品をお渡しできない場合、受取の有効期限は抽選日から 3 ケ月以内に限らせていただきます。
中途解約取扱い	原則期限前解約はできません。やむをえず満期日前に解約した場合には、当金庫所定の期限前解約利率を適用します。なお、抽選日以前に解約した場合には、抽選権は失効します。
預金保険制度	付保対象預金です。同保険の範囲内で保護されます。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相談担当（9 時～17 時、電話：042−972−8176）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03−3581−0031）、第一東京弁護士会（電話：03−3595−8588）、第二東京弁護士会（電話：03−3581−2249）が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会（電話：048−710−5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま相談担当、全国しんきん相談所（9 時～17 時 電話：03−3517−5825）または関東地区しんきん相談所（9 時～17 時　電話：03−5524−5671）にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他注意事項	●ATMでの現金による作成は、1契約につき預入枚数が上限となります。 ●既存の定期預金からの預け替えは対象外です。 ●ATM 定期預金は通帳式（総合口座通帳不可）のみ作成可能です。 ●IB 定期預金は個人向けインターネットバンキングのみ作成可能です。 ●IB 定期預金を初めて利用される方は、IB 内にて定期預金口座の新規開設が必要です。2 回目以降の作成は IB 内にて開設した口座への「定期入金」を行ってください。 ●金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。

令和 5 年 6 月現在

詳しくはお近くの〈はんしん〉窓口または営業担当までお問い合わせください。